

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年1月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500405号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500088号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年12月10日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。

平成30年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年12月10日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成30年12月10日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成30年12月31日の標準賞与額を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和62年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年12月10日  
② 平成30年12月31日

A社から支払われた賞与のうち、請求期間②の賞与について、保険給付の対象とならない標準賞与額(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録されているが、実際は、請求期間①に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間②の記録を取り消し、請求期間①の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された貸金台帳及び補助元帳並びに事業主の陳述により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保

除料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、39万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①の賞与について、支払年月日を平成30年12月31日として、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出（令和7年4月21日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、A社から提出された賃金台帳及び補助元帳により、請求者は同社から、標準賞与額40万円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、オンライン記録により、請求者の当該期間に係る標準賞与額（40万円）が厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された補助元帳及び事業主の陳述により、請求者は、請求期間②において、同社から賞与の支払を受けていなかったことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500422号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500036号

## 第1 結論

昭和60年\*月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年\*月から昭和63年3月まで

昭和60年\*月頃、A県庁に勤めていた私の父が、同県庁又はB市役所(当時)で、当時大学生であった私の国民年金保険料の免除申請を行ったので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になる少し前に、A県庁に勤めていた父親が請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ってくれた旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする請求者の父親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求者が昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者手帳記号番号(\*)を基に平成9年1月1日に付番され、当該基礎年金番号に係る国民年金被保険者の資格取得日(平成12年3月11日)、資格喪失日(平成12年3月13日)及び資格取得日(平成18年12月23日)の入力処理が全て平成19年1月16日に行われており、平成12年3月11日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

さらに、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は

見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間当時、C大学D学部に在学していた旨回答及び陳述しており、同大学D学部長は、請求者が請求期間を含む昭和59年4月から昭和63年3月まで、昼間の学生として同大学に在籍していたと回答しているところ、20歳以上の学生が国民年金の強制加入被保険者となったのは平成3年4月1日からであり、同日より前は国民年金に任意で加入することができる者とされていたが、任意で加入した者については国民年金保険料の免除の対象外となっている。

また、請求者は、請求期間当時、B市（現在はE市）又はF市に住民登録していた旨陳述しているところ、E市及びF市は、請求期間における国民年金に関する資料（受付処理簿、免除に係る被保険者名簿）を保存期限経過により保管していないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。